

(独)工業所有権情報・研修館の 業務の在り方について

**平成17年8月
特許庁**

工業所有権情報・研修館の概要

1. これまでの経緯

情報・研修館の業務は、明治20年の前身組織の発足以降今日に至るまで、種々の国際的要請にも応えつつ、工業所有権関連情報やノウハウ・手法等の情報を個人・中小企業を含む出願人等に幅広く収集・公開することを一貫してその基本的目的としている。平成13年度に独立行政法人への移行を機に機能の充実が図られている。

(参考)

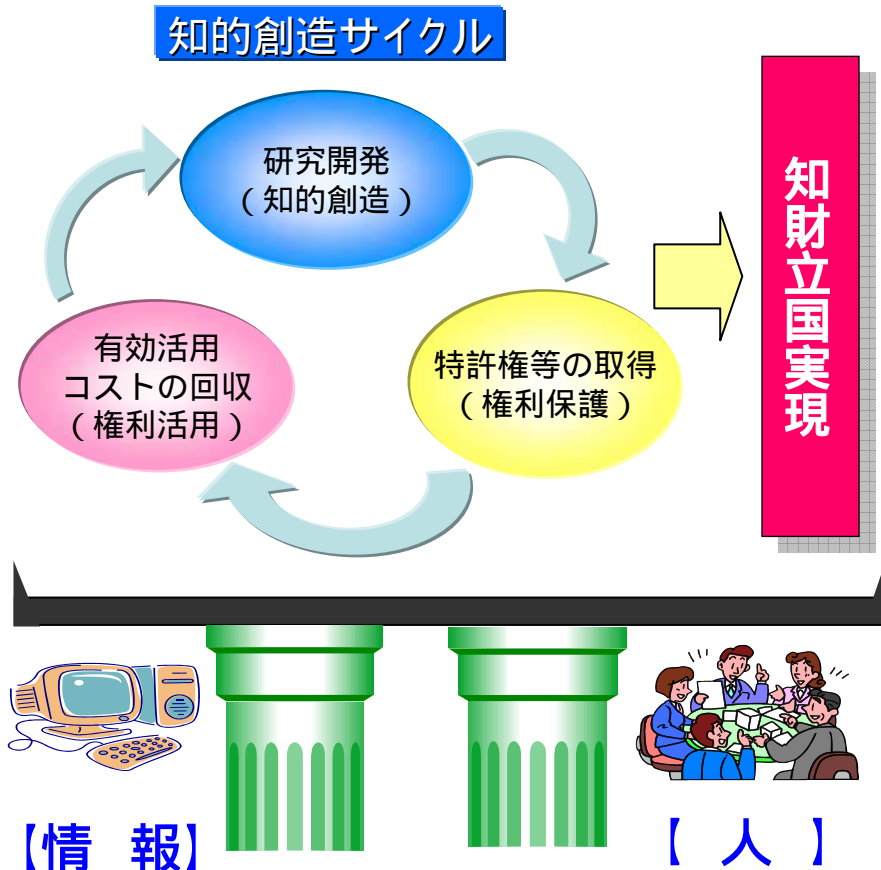
- | | |
|---------|--|
| 明治20年 | 農商務省特許局庶務部内に図書館を設置。 |
| 明治32年 | 「工業所有権の保護等に関するパリ条約」に加盟し、同条約上の「中央資料館」となり、 <u>公報閲覧業務</u> を実施。 |
| 昭和27年 | 特許庁「万国工業所有権資料館」と改称。 |
| 昭和53年 | 特許協力条約(PCT)に加盟し、これに基づき最小限資料として <u>審査・審判資料</u> を収集・提供。 |
| 昭和59年 | ユネスコ条約に加盟し、これに基づき二国間での <u>公報の相互交換</u> を開始。 |
| 平成9年 | <u>工業所有権相談業務</u> と <u>特許流通業務</u> を加えて、「工業所有権総合情報館」と改称 |
| 平成13年 | 特定独立行政法人「工業所有権総合情報館」として独立。 |
| 平成16年 | <u>情報普及業務</u> 及び <u>研修業務</u> を追加し、「工業所有権情報・研修館」と改称。
日米欧三極情報普及政策作業部会及び日中韓機械化専門家会合において、特許庁に代わり情報・研修館が <u>三国間のデータ交換のカウンターパート</u> となることを了承。 |
| 平成18年度中 | <u>情報システム関連業務</u> を追加(予定) |



【特許局庁舎(明治38年当時)】

2. 情報・研修館の業務

現在、工業所有権関連情報公開・収集機能の格段の強化、及び知的財産専門人材の育成能力の保有を通じ、政府全体で取組みを進める知的財産立国にとって不可欠な「情報」と「人」という基盤の強化とこれらが活用される環境の整備を担うことを目的とした知的財産の総合支援センターという重要なミッションを有する機関。



平成13年4月 設立時

公報閲覧事業

・工業所有権に関する公報等の収集、保管、閲覧等

審査・審判資料の収集事業

・審査・審判に必要な内外の図書、技術文献を収集、保管、閲覧

特許流通促進事業

・工業所有権の流通促進のために必要な情報の収集、整理及び提供

相談事業

・電話、窓口、出張等で工業所有権に関するあらゆる相談に対応

平成16年10月 事業追加

情報普及事業

・5300万件の特許情報を収集、整理し、インターネットでの検索に供する

研修事業

・審査官など特許庁職員向け研修を実施
・登録調査機関の調査業務実施者(サーチャー)など知財人材を育成

情報システム事業

・特許出願等に必要な情報システムの整備及び運営

平成18年度追加予定

3. 情報・研修館の位置付け

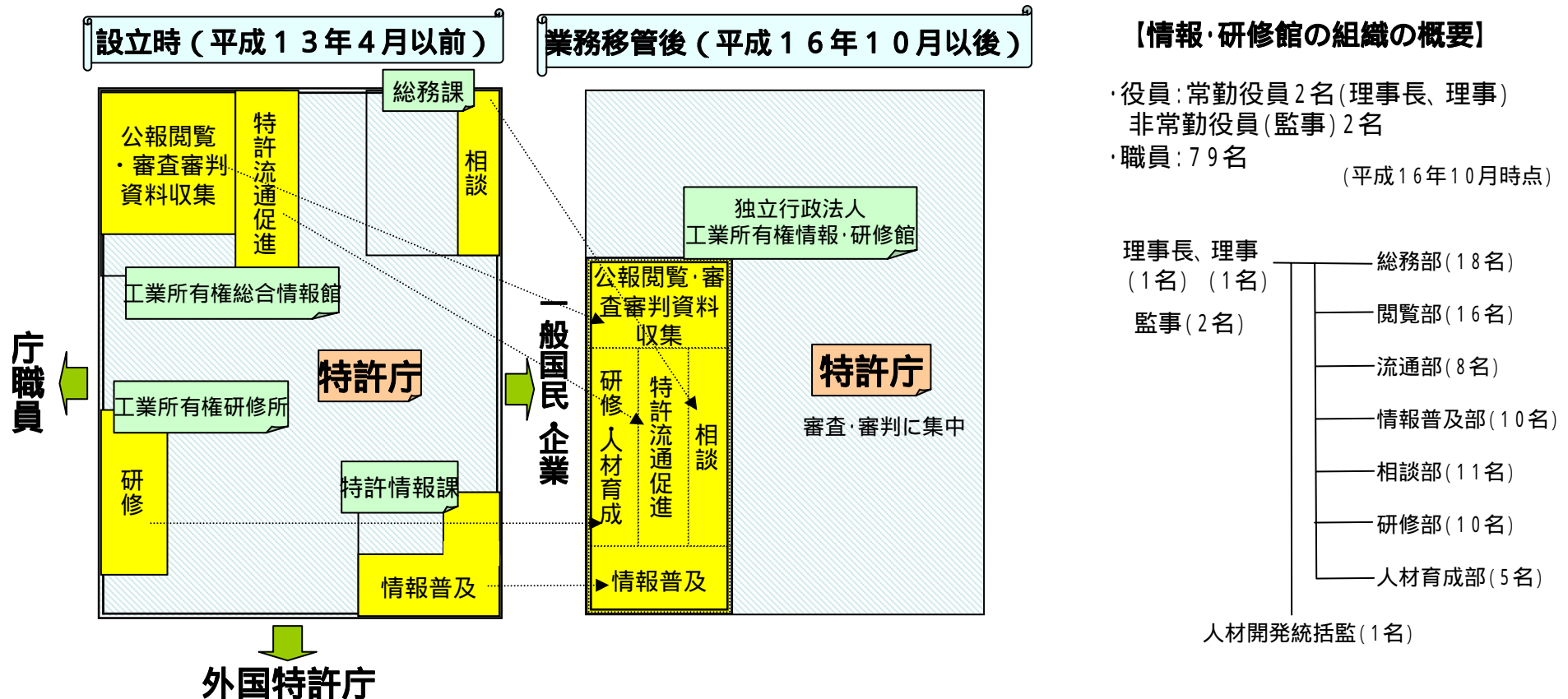
情報・研修館が担っている閲覧・情報普及・研修等の業務は、欧米等各国の特許庁が共通して実施している、国の知財戦略として保有する政府そのものの機能であり、我が国において、独立行政法人となった情報・研修館は、機動性・効率性においてこれらをリードする立場にある。

	各国特許庁	公報閲覧事業	審査・審判資料 収集、提供事業	情報普及事業		産業財産権一 般の相談事業	特許流通促 進事業	研修事業・人材育成事業	
		パリ条約で定 める「中央資料 館」	PCT条約に定 める「ミニマム・ ドキュメント」の 整備	特許電子図書 館ホームペー ジ	諸外国との 審査情報交換 データ交換			職員研修	人材育成
日本	日本特許庁 (情報・研修館)	(無料) ●	●	(無料) ●	●	(無料) ●	(無料) ●	(無料) ●	(一部有料) ●
米国	米国特許商標庁			(無料)				(無料)	(有料)
ヨー ロッ パ	ヨーロッパ特許 庁 (国際機関)			(無料)					
英国	英国特許庁 (エージェンシー 公務員)	大英図書館科 学参考・情報 サービス		(無料)					
フラ ンス	国家工業所有権庁			(無料)					
ドイ ツ	ドイツ特許商標庁			(無料)					

表中 ● は各国特許庁自らが実施していることを表し、○ は仲介等の事業は行っていないが、特許情報活用支援は実施していることを表す。

4. 独立行政法人としての機動性、効率性の発揮

情報・研修館は特許庁の各部局に分散していた対外的業務を集約することによりその効率化を図るとともに、同時に特許庁の審査・審判業務への集中・高度化を可能とする役割を担っている。また、独立行政法人として特許庁と一線を画した迅速な意思決定を可能とすることにより、機動性を高めている。



5. 情報・研修の業務の評価

評価委員会による情報・研修館の評価としては、3段階評価において、13年度はB、14年度はA、15年度はBとなっている。この間、7割のウェイトを有する「サービスの質の向上」については一貫してAを得ている。16年度は、新たな業務を含めて、適正かつ円滑な業務遂行が行われ、優れた実績をあげていると考えられる、として総合評定はA(良好)と決定された。また、四年間を通しての評価についてもサービス向上への努力が継続され、着実に目標を達成したことにより総合的にかなり大きな成果をあげてきており、今後、知財立国の実現に向けて更なる挑戦が望まれる、として、総合評定はA(達成している)と決定された。

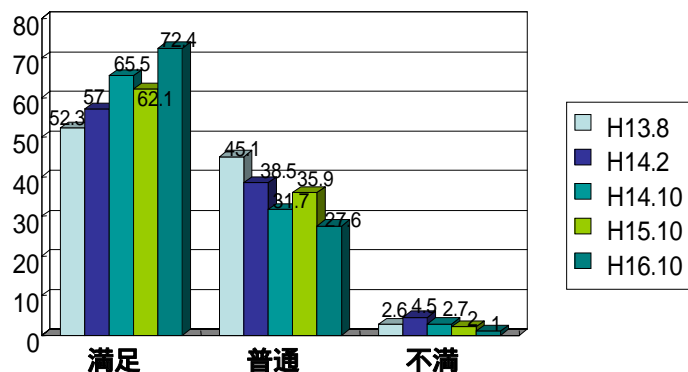
【公報等閲覧業務における実績】

- ・開館時刻の延長(17時 17時45分)
- ・1回当たりの機器使用時間の延長
- ・プリペイドカードの導入
(13年度 - 東京、14年度 - 大阪)
- ・外部保管公報の出納期間を短縮
- ・技術の進捗に対応した閲覧機器のリプレース及び機能改善。
- ・利用者ニーズを踏まえた閲覧専用端末の印刷機能の改善。

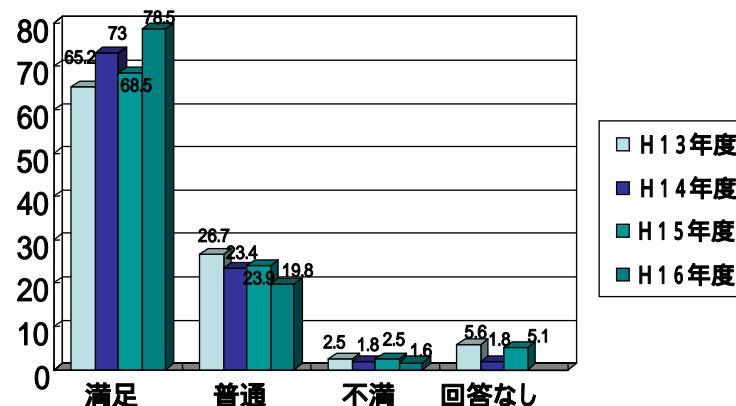
【相談等業務における実績】

- ・窓口、電話での相談は全件即日処理を達成。
- ・文書、電子メールによる相談は3開館日以内に回答という中期目標に対して、1両日以内に回答を実現。
- ・一人当たり相談処理件数を6840(H13年度)から8457(H15年度)にアップ。

閲覧者満足度



相談者満足度



情報・研修館の業務の在り方

1. 業務の特徴

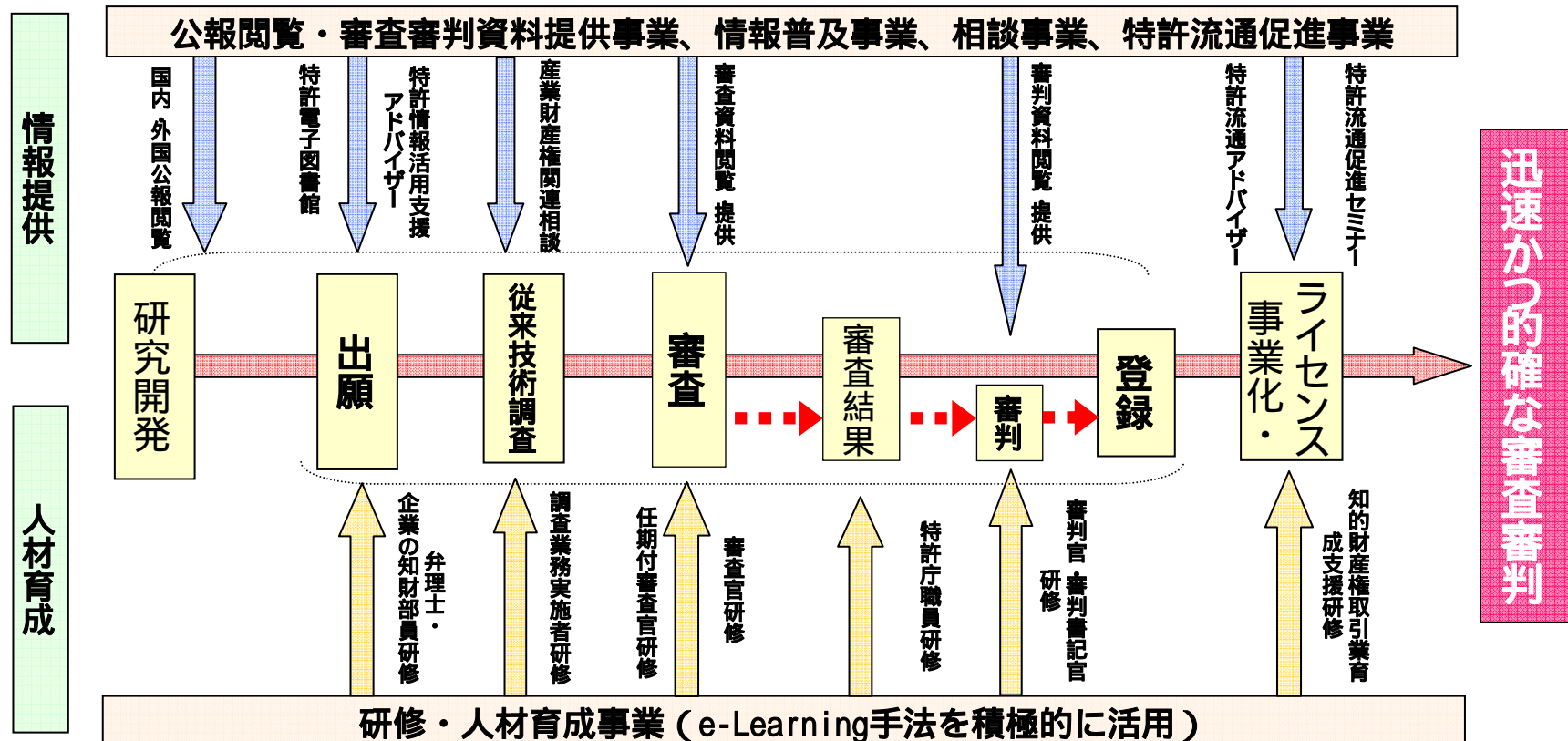
情報・研修館の事業は、行政組織である特許庁が内部蓄積している、多く特許庁に淵源がある一次情報又はノウハウを、地域の中小企業や個人も含め広く国民に遍く確実かつ公平に公開し、また特許庁の審査・審判に必要な情報を収集しなければならないという使命を有している。しかも対価としての収入が全く期待できず採算性が見込めない業務である。

業務区分	無償でサービスを提供する理由等
工業所有権関係公報等閲覧業務	技術を広く知らしめ、産業の発展に寄与するという特許制度の目的において、すべての公報を閲覧できる環境を提供（パリ条約履行のための義務）。 無償 （複写サービスは有料）
審査・審判関係図書等整備業務	国際調査における最小限資料の収集・保管・閲覧は、特許協力条約（PCT）の条約履行のための義務。 無償 （複写サービスは有料）
工業所有権相談等業務	特許等の権利取得を支援する相談業務は、特許庁と密接な連携・協力のもとに行う行政サービス。 無償
工業所有権情報流通等業務	権利の流通を可能とする市場の形成を図るための業務であり、ビジネス環境が整備されるまでは公的な情報・研修館による支援が不可欠。 無償 （但し、平成14年度から逐次、活動費に地方公共団体等の負担を導入）
工業所有権情報普及業務	産業財産権に関する一次情報（二次情報等加工情報の情報源情報）の普及は、産業財産権制度上の責務。 無償
人材育成業務 （特許庁職員研修以外）	登録調査機関の調査業務実施者法定研修、弁理士・企業知財部研修。 有償（実費）

2. 民間開放の問題点

特許の出願・審査・審判等に対する影響

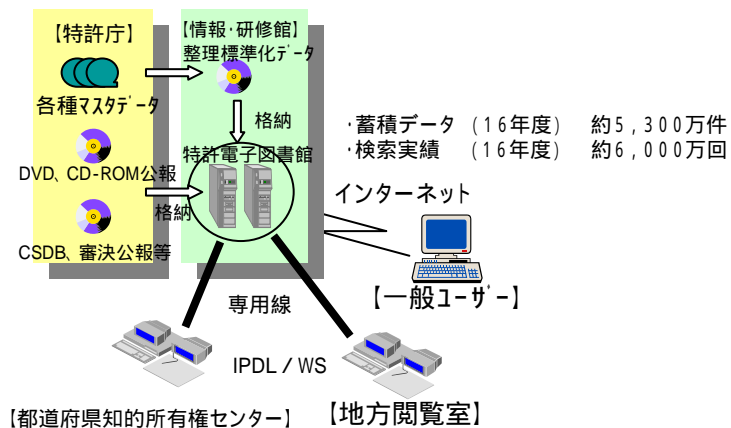
情報・研修館の業務(特許情報・ノウハウ等の公開等)は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、特許庁が担っている産業財産権行政の不可分の一部である。年間約60万件の出願がなされ、また、一日1万件近い事務処理が行われているところ、情報・研修館が実施する業務が停止すると、出願の遅延や審査・審判の遅延に直結し、問題が生ずることとなりかねない。



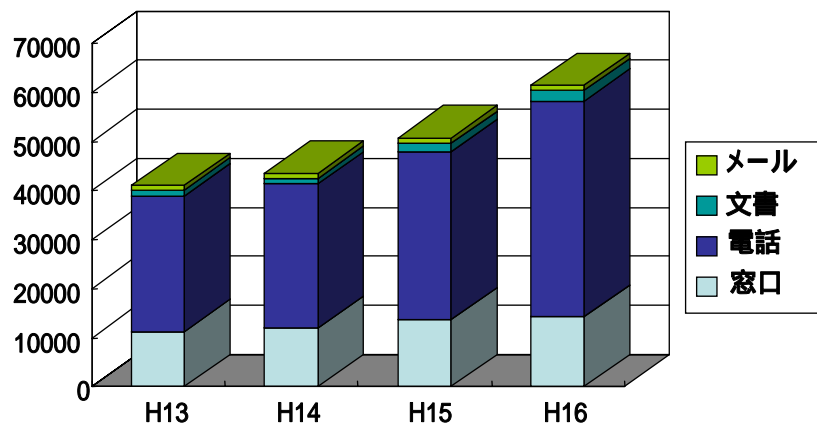
国民等の信頼性に対する影響

ユーザーは、情報・研修館が特許庁との密接な協力・交流関係にある独立行政法人であるため、特許庁と同じ高いレベルの行政サービスを何人であれ公平にしかも常時享受できるとの期待を有しており、一方、職員についても、その信頼に応えるために工業所有権制度における豊富な従事経験と最新の情報、正確な判断力のほか、厳しい秘密保持や贈収賄の防止義務を期待。

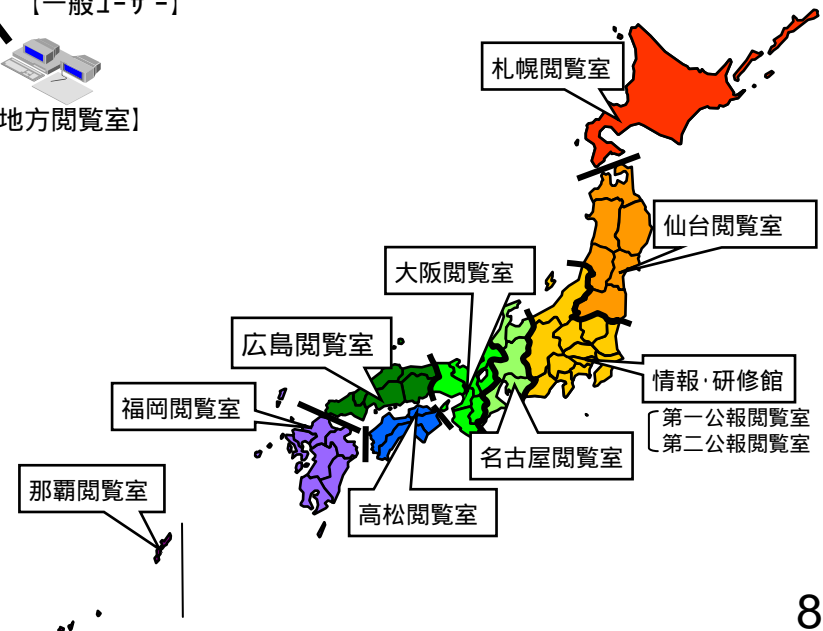
【情報提供業務の概要】



【相談件数推移】



【閲覧情報提供体制】



(参考)

「特定」独立行政法人情報・研修館の特殊性

情報・研修館の役職員は、相談事業や情報普及事業の実施の過程で営業秘密や出願情報に接することにもなるため、こうしたユーザーの信頼を失うことなく業務を万全に行うことを担保するため、一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に国家公務員法上の守秘義務を負う(国家公務員法第100条)のみならず、特許庁職員とともに(特許法第200条等)、職務に関して知得した出願中の発明、考案又は意匠に関する秘密保持・盗用禁止が義務付けられており(情報・研修館法第13条)より重い罰則が科せられている。また、刑法上公務員と同じ贈収賄の禁止がかかっている。

【独立行政法人工業所有権情報・研修館法】

第四条 (特定独立行政法人)

情報・研修館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(参考) 独立行政法人通則法 第五十一条

特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

国家公務員法第百条 (秘密を守る義務)

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第十三条 (罰則)

情報・研修館の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(参考) 特許法 第二百条

特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

	国家公務員 (国家公務員法) 特定独立行政法人 (同上)	特許庁職員 (特許法) 情報・研修館役職員 (情報・研修館法)	独立行政法人 役職員 (独法法)
出願中の発明等に関する秘密	—	○ 1年以下の懲役 50万円以下の罰金	—
職務上知り得た秘密	○ 1年以下の懲役 3万円以下の罰金	○ 1年以下の懲役 3万円以下の罰金	

(注) 独立行政法人の中で特別情報について罰則の上乗せ規程があるのは情報・研修館のみ。



・国際的信頼性に対する影響

特許等情報に係る国民への資料の公開や海外特許庁との交換業務は、欧米諸国を見ても、全て国の機関が実施している。業務履行の遅滞等が発生すれば我が国の特許行政の施行に支障が出たり、国際的信頼性の喪失につながりかねないことに留意する必要がある。

【情報・研修館の国際業務】

1. 「工業所有権保護等に関するパリ条約」では、我が国を含む各同盟国に対して、特許、実用新案、意匠及び商標を公報などの形で公衆に知らせるための「中央資料館」の設置を義務づけている。(年間7.2万人が利用)

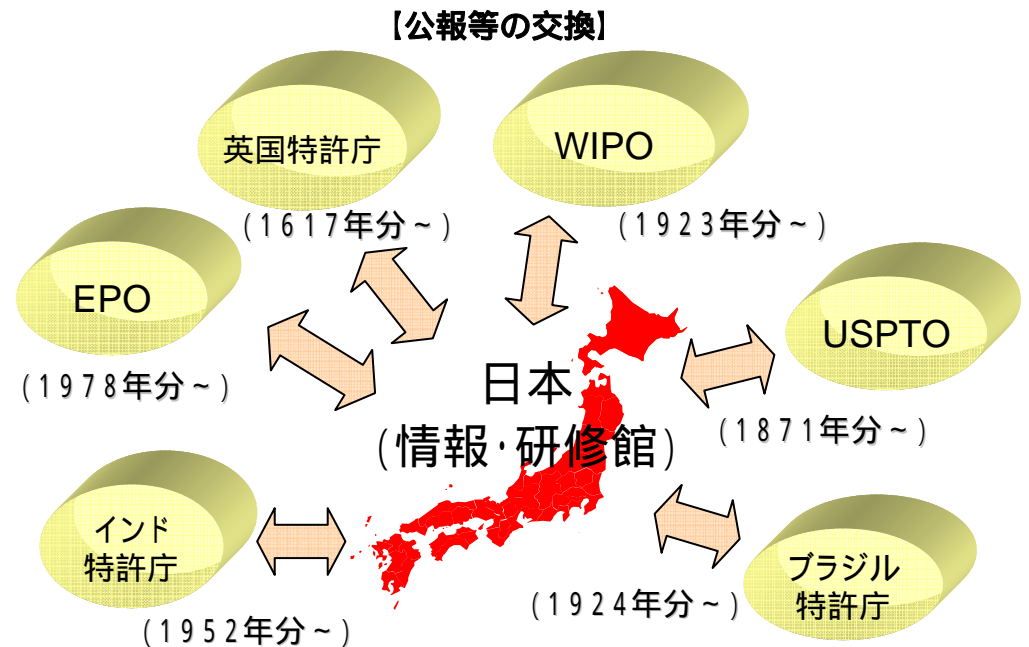
出願・審査請求等に影響

2. 情報・研修館は、外国特許庁との間の国際的取り決めにより提供することになっている我が国特許公報の英文抄録(特許協力条約に基づくミニマムドキュメント)を我が国を代表して自ら外国特許庁に直接提供している。(年間約35万件作成)

特許庁の国際調査機関としての義務の履行に影響

3. 日米欧三極において、また、日中韓において、それぞれ情報・研修館が特許庁にかわりマルチの場でデータ交換(紙ではない)の実施で各国特許庁の直接のカウンターパートになる。(米・欧からの情報を和文抄録作成:年間約30万件)

国際的審査協力に影響



情報・研修館は世界83カ国、5機関の公報を収集・閲覧に提供している。

【審査・審判資料・図書等整備実績】 ()内はタイトル数

単位：冊	内国図書	内国雑誌	外国図書	外国雑誌	ミニマムドキュメント
13年度	1,139	8,534(560)	94	7,146(440)	2,913(114)
14年度	1,465	9,463(382)	111	6,263(297)	2,232(118)
15年度	1,053	9,763(403)	102	6,211(419)	3,504(124)
16年度	707	9,673(383)	97	6,365(418)	1,643(127)

・知的財産専門人材育成への影響

本年6月10日に策定された政府の「知財推進計画2005」において、2015年までの知財人材倍増の目標が決定されており、官民挙げた取り組みが必要。特に情報・研修館については、審査官等のノウハウの公開や特許庁職員の育成の経験がベースとなった高度な研修内容が期待されているため、館自ら実施せざるを得ないが、職員向けであっても語学、技術的教養等については既に外注している。とりわけ、特許審査迅速化法に基づき導入された登録調査機関になるためには、情報・研修館が実施し、修了認定する調査業務実施者(サーチャー)向け研修の修了者を一定数以上有することが法律上の登録要件となっており、民間開放に馴染まない。

